

第2次みよし市環境基本計画等中間見直し及び みよし市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託 仕様書

第1条（適用範囲）

本仕様書は、みよし市（以下「発注者」という。）が受注者へ委託する「第2次みよし市環境基本計画等中間見直し及びみよし市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条（目的）

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間としている第2次みよし市環境基本計画及びみよし市生物多様性戦略は中間見直しの時期を迎えており、また、平成24（2012）年度から令和8（2026）年度までの15年間を計画期間としているみよし市ごみ処理基本計画は、計画期間満了により計画改定時期を迎えているため、令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度の2か年をかけて、第2次みよし市環境基本計画及びみよし市生物多様性戦略の中間見直し、みよし市一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた業務を委託する。なお、みよし市一般廃棄物処理基本計画については、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画を含めた計画とする。

第3条（業務内容）

1 令和7（2025）年度

（1）第2次みよし市環境基本計画

① 基本的事項の整理

社会情勢の変化や国及び県における施策動向の整理を実施し、本業務の基礎資料とする。

② 現状と課題の整理

基礎資料や市民意識調査の結果を踏まえ、現行計画における施策の目標の達成状況や各施策・事業の実施状況を把握し、その効果や課題等を評価・分析する。

③ 分野別施策展開の見直し

基礎資料や市民意識調査、施策の評価・分析結果を踏まえ環境基本計画における分野別の施策展開を見直す。

（2）みよし市生物多様性戦略

① 基本的事項の整理

社会情勢の変化や国及び県における施策動向の整理を実施し、本業務の基礎資料とする。

② 現状と課題の整理

基礎資料や市民意識調査の結果を踏まえ、現行計画における施策の目標の達成状況や各施策・事業の実施状況を把握し、その効果や課題等を評価・分析する。

③ 生物多様性戦略の内容の見直し

基礎資料や市民意識調査、施策の評価・分析結果を踏まえ生物多様性戦略の施策を見直す。

(3) みよし市一般廃棄物処理基本計画

① 将来予測関連業務

② ごみ組成調査（家庭系ごみ、事業系ごみ）及び調査結果分析

(4) 共通事項

① 市民意向調査（アンケート調査）

市民のニーズなどをはあめくするため、市民意識調査を行う。調査に当たっては、1,000人の市民を対象とした郵送によるアンケート調査を基本とする。なお、アンケートの回収率は50パーセントを想定する。

② 環境審議会の運営支援（年3回想定）

2 令和8(2026)年度

(1) 第2次みよし市環境基本計画

第2次みよし市環境基本計画中間見直し（案）の作成

(2) みよし市生物多様性戦略

みよし市生物多様性戦略中間見直し（案）の作成

(3) みよし市一般廃棄物処理基本計画

① 地域特性の整理

② ごみ処理の現状と課題の整理

③ みよし市一般廃棄物処理基本計画（案）の作成

ア ごみ処理基本計画（案）の作成

（ごみ減量化計画、収集運搬計画、中間処理計画、最終処分計画）

イ 生活排水処理基本計画（案）の作成

(4) 共通事項

① パブリックコメント支援

② 環境審議会の運営支援（年3回想定）

第4条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約日から令和9(2027)年3月25日までとする。

第5条（責任者及び主任担当者）

- (1) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、相当の経験を有する責任者及び主任担当者を配置するものとする。
- (2) 責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。
- (3) 本業務の円滑な進捗を図るため、業務実施前に発注者と受注者は十分に協議を行うものとする。

第6条（提出書類等）

受注者は、契約締結後、速やかに以下の書類を発注者に提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 管理技術者通知書
- (3) 工程表
- (4) その他発注者が必要と認める書類

第7条（資料の貸与）

発注者は、本業務実施のために必要な資料について受注者に貸与するものとする。

受注者は、貸与資料について責任をもって管理するとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

第8条（打合せ協議）

受注者は、本業務の実施期間中において、発注者と緊密な連絡を保持し、業務を行わなければならない。また、打合せが必要となったときは、随時打合せを開催するとともに打合せ記録簿を作成し、速やかに提出するものとする。

第9条（疑義）

受注者は、疑義を生じたとき又は本特記仕様書に記載のない事項について、発注者と協議の上、発注者の指示に従うものとする。

第10条（検査）

受注者は、令和7(2025)年度業務完了後及び本業務完了後、所定の手続きを経て発注者の検査を受けるものとする。本業務は、発注者の検査完了合格をもって完了とするが、納品後、成果品に不備又は誤り等が発見された場合、受注者が責任をもって速やかに訂正するものとする。

第11条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可

なく使用し、又は流用してはならない。

第 12 条（成果品）

本業務の完了に伴い、以下の成果品を提出するものとする。

- （１）第２次みよし市環境基本計画中間見直し・計画書本編（Ａ４版、カラー）３部
- （２）第２次みよし市環境基本計画中間見直し・計画書概要版 ３部
- （３）みよし市生物多様性戦略中間見直し・戦略本編（Ａ４版、カラー）３部
- （４）みよし市生物多様性戦略中間見直し・戦略概要版 ３部
- （５）みよし市一般廃棄物処理基本計画・計画書本編（Ａ４版、カラー）３部
- （６）みよし市一般廃棄物処理基本計画・計画概要版 ３部
- （７）上記に関する電子データ 一式

第 13 条（入札金額・支払方法）

入札は、令和 7（2025）年度及び令和 8（2026）年度の 2 年間に実施する本業務の 2 年分の合計金額（税抜き）で行うものとし、委託料の支払方法は、各年の実績によるものとする。なお、各年度の支払限度額は、契約金額（税抜き）に令和 7（2025）年度は 7,620,000 円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。端数については、令和 8（2026）年度で調整するものとする。

第 14 条（その他）

- （１）受注者は、業務中及び業務後において、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。
- （２）本特記仕様書に記載されていない事項であっても、本業務を実施する上で必要と認められる事項については、発注者と協議の上、実施すること。
- （３）業務完了後、受注者の責に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は速やかに必要な措置を講じるものとし、それに係る経費は受注者の負担とする。